

改正 平成25年4月1日

(設置)

第1条 一橋大学研究機構規則(平成23年規則第7号)第6条第1項の定めにより、一橋大学研究機構の下に東アジア政策研究センター(以下「センター」という。)を置く。

(センターの目的)

第2条 センターは、東アジア地域の経営、経済、法律、政治、社会、文化の研究を総合的に行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、研究プロジェクトを組織し、次に掲げる業務を行う。

- 一 学内の研究組織及び学外の研究機関(シンクタンクを含む。)との連携
- 二 シンポジウム及びワークショップ等の開催
- 三 研究成果の公表及び発信
- 四 その他センターの目的を達成するために必要な業務

(職員)

第4条 センターに次の職員を置く。

- 一 センター長
 - 二 副センター長
 - 三 センター研究員
- 2 前項に掲げるもののほか、次の職員を置くことができる。
- 一 センター特任研究員
 - 二 センター客員研究員
 - 三 その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、センターに関する業務を統括する。

- 2 センター長は、研究機構長の推薦に基づき研究機構会議が選考し、学長が任命する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センターが行う一以上の研究プロジェクトを掌理する。

- 2 副センター長は、研究機構長の推薦に基づき研究機構会議が選考する。
- 3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(センター研究員)

第7条 センター研究員は、本学において教育又は研究に従事する者のうち、センターが行う研究プロジェクトに兼任として参画する者とする。

- 2 センター研究員は、研究機構長の推薦に基づき研究機構会議が選考する。
- 3 センター研究員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(センター特任研究員)

第8条 センター特任研究員は、センターが行う研究プロジェクトに参画する者であって、国立大学法人一橋大学契約職員就業規則(平成16年規則第43号。以下「契約職員就業規則」という。)第3条第1項第1号に規定する契約教員として雇用する者とする。

- 2 センター特任研究員は、研究機構長の推薦に基づき研究機構会議が選考する。
- 3 センター特任研究員の任期は、契約職員就業規則第6条第1項第1号により、研究機構会議の審査を経て定める。

(センター客員研究員)

第9条 センター客員研究員は、センターが行う研究プロジェクトに学外から参画する者とする。

- 2 センター客員研究員は、研究機構長の推薦に基づき研究機構会議が選考する。

3 センター客員研究員の任期は、1年未満とし、再任を妨げない。

(センター会議)

第10条 センターの運営に関する事項を審議するため、東アジア政策研究センター会議（以下、「センター会議」という。）を置く。

2 センター会議は、第4条第1項各号、同条第2項第1号及び同項第2号に掲げる職員をもって組織する。

3 会議の議長は、センター長をもって充てる。

(事務)

第11条 センターに関する事務は、総務部研究・社会連携課が行う。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。